

神商連発第21号
令和4年6月17日

神奈川県最低賃金審議会会長 盛 誠吾 様

神奈川県労働局長 西村 斗利 様

(一社) 神奈川県商工会議所連合会
会頭 上野 孝



神奈川県最低賃金額の審議について（要請）

平素から当連合会の運営にご指導・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も中央最低賃金審議会において、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について答申され、これを受けて、神奈川県最低賃金審議会において議論がされるものと拝察します。

つきましては、審議にあたって配慮していただきたい次の3点について申し入れをします。

なお、日本商工会議所では、関係各省及び与党関係部会に対して、本年4月21日付けで、「最低賃金に関する要望」（別添）を行っていることを申し添えます。

1 各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準の決定

最低賃金制度は、業績の良し悪しに関わらず全ての企業に対して罰則付きで一律に適用されます。昨年度は、コロナ禍に苦しむ中小企業の経営実態を超える大幅な引上げがなされました。

今年度は、コロナの影響とともに、ウクライナ情勢と円安により、さらに幅広い業種の中小企業が苦境に立たされています。

そこで、今年度の審議に当たっては、中小企業の経営実態を十分考慮するとともに、最低賃金法第9条が定める三要素（①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで、地域の実態に見合った納得感のある水準を、地域における審議によって決定していただくよう要請します。

2 同一県内にあっても地域の実態を踏まえたきめ細やかな制度設計の導入

神奈川県は、隣接する山梨県、静岡県や、東京都に隣接する埼玉県、千葉県との間に大きな格差があります。

現在、地域別最低賃金は、神奈川県内一律となっていますが、県内においても、東京都に接する横浜・川崎などの都市部と県西部・県北部と比べると、物価や賃金にかなりの格差があることは歴然としております。これは、公務員の地域手当や生活保護費が同じ県内であっても市町村によって異なっていることから明らかであり、県のエリアを区切った決め方が必要です。

特に県境の地域においては、隣接県と同じ地域経済圏にありながら、人件費の負担が重く、経済活動において隣接県の企業との競争に著しい不利益を生じております。

最低賃金については、生活保護費等と同様に、地域ごとの実態を踏まえた、きめ細やかな制度設計を導入していただきますよう要請します。

3 改定後の最低賃金の発効日を年度当初とするよう制度の変更

従来から改定後の最低賃金については、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスになっています。

そうした場合、各企業は、地方最低賃金審議会での正式決定から発効日までの2カ月程度で最低賃金引上げに対応せざるを得ないため、支払い原資の確保やシステム改修等の準備に十分な対応ができない状況にあります。

また、年度当初に発注した年間契約などは、年度途中での増額改定を発注者へ要求することが困難な場合があり、中小企業の収益を圧迫することとなっています。

このため、発効日は10月1日前後ではなく、指定日発効により年度当初とするよう制度変更を要請します。

最低賃金に関する要望

2022年4月21日
日本商工会議所
全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会

コロナ禍の長期化に資源価格や原材料費の高騰も相まって、わが国の経済情勢は力強い回復に至らず、先行きも予断を許さない。企業業績は「K字型」の回復を示し、業績が好調な企業には賃上げや将来への投資が期待される一方、コロナ禍の影響を強く受けてきた飲食業、宿泊業等においては依然として厳しい業況の企業が多く、事業の継続と雇用の維持に対する支援が求められる。

こうした状況の中、「成長と分配の好循環」を実現するには、生産性向上や取引適正化を通じた企業による自発的な賃上げの促進が不可欠である。政府による「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を始めとした取組の粘り強い継続と実効性の強化により、多くの企業の賃上げにつながる必要がある。

最低賃金は近年3%台の大幅な引上げが続き、多くの中小企業・小規模事業者から、経営実態を十分に考慮した審議が行われていないとの声が聞かれている。最低賃金は、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、中央・地方の最低賃金審議会における公労使の議論によって決定されるものであり、労働者のセーフティネット保障として全ての企業に強制力をもって適用されることから、最低賃金の引上げを賃上げ政策実現の手段として用いることは適切でない。

こうした認識のもと、われわれ中小企業三団体は今年度の最低賃金審議にあたり、政府に対して下記を強く要望する。

記

- ① 最低賃金が目指す水準等について政府方針を示す場合には、その決定に際し、労使双方の代表が意見を述べる機会を設定し、経済情勢や賃上げの状況などを十分に反映したものとすべきである。
- ② 最低賃金の審議においては、中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮するとともに、法が定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、各種指標・データによる明確な根拠のもとで納得感のある水準を決定すべきである。

以 上